羅針盤

コロナ大失政の反省もなく 緊急事態条項追加でナチス化を狙う危険な安倍首相

日本金融財政研究所所長 菊池英博

5月6日は日韓両国にとって対称的な日となった。韓国では文在寅大統領は新型コロナウイルス（COVID19）感染が終息へ向かっているとして、この日から外出の自粛など、日常生活上の制限を緩和し、学校は13日から再開されることになった。一方日本の安倍首相は「4月18日から連休明けまでとしていた緊急事態宣言を5月末まで延期せざるを得ない」と宣言し、出口戦略もなく、国民に長期戦覚悟の忍耐を要求したのである。**文在寅大統領の完勝だ。**

韓国では2月に南東部の大邱（テグ）市での宗教団体の会合から感染者が増え、文大統領は至急医療体制の整備を始めた。国民全員にPCR検査ができるように「ドライブスルー71か所」「選別診療所63か所」「国民安心病院発熱外来341か所」を設けて検査を進め、「陽性」者は国が定めたコントロールタワーで「重症者の受け入れ病院」と「診療センター」で看病することになった。PCR検査から看病まで費用はすべて国家負担である。この結果、発症から2か月後の4月後半に新規発生者がゼロになる日が続き、緩和策に転じたのである。

一方日本では、1月に横浜に寄港した遊覧船ダイヤモンド号の中で発症したCOVID19に手を焼き、対応が遅れた。このころすでに欧州や米国では徹底した戦略で対策を進めており、日本も医療体制の整備を急ぐべきであった。政府は専門家会議を立ち上げたが、「検査を増やさないほうが良い」という暴論まで出るような不毛の会議で、「国家レベルで政府が検査と隔離の体制を構築すべきである」という戦略的な発想は全くなかった。与党幹部（新型コロナ対策本部長・田村健司氏など）はメディアに出るたびに「政府に総合的な指揮官がいない」というが、**最高指揮官は安倍首相である。**

「判断」を誤り、なにも「決断」しないので、国民はいまだにPCR検査すら自由に受けられないのだ。

2012年12月に首相に返り咲いた**安倍首相の最大の目標は、「憲法第9条を破棄して日本から他国を攻撃できる国にすること」「憲法に緊急事態条項を入れて、ヒットラーがやったように緊急事態には独裁権を確保すること」であった。**

しかし第2次世界大戦終了後の勝戦国（米英仏中ソ）の目標は「2度と侵略戦争をさせないためにドイツと日本を封じ込めること」であり、ドイツは「基本法24条で軍事主権をNATOに委任する」と明記し、軍事主権は全くない。日本は「憲法第9条で交戦権と軍備保有を禁止」されており、日米同盟で自衛隊には軍事主権は全くない。日米同盟の目的は「日本封じ込め」と「米軍に日本防衛の見返りに無制限な軍事基地提供」である。経済力が弱体化してきた米国は、オバマ時代に9条維持のままで集団的自衛権行使容認を要求し、2014年に安倍政権がこれを閣議決定で認めた。トランプはこれを利用して「9条は破棄させないが、改憲したいなら9条に自衛隊を入れろ」と日本に示唆してきたと推察される。そうすれば、自衛隊を米軍の傭兵にできるからだ。

こうなると安倍に残された道は、憲法に緊急事態条項を入れることだ。「緊急事態条項」とは「戦争やテロ、大規模災害などの非常事態に対処するため、一時的に政府に強い権限を与える法的な規定」であって、国権の最高機関である国会の審議を経ずに、緊急事態を宣言した内閣が勝手に政令を公布して、独裁権を得ることが出来る条項である。

ナチス党は1932年の選挙で得票率33・1％ながら第一党になり、1933年にヒットラー内閣が成立した。そこでヒットラーは事件をでっちあげて緊急事態宣言を行い、第一回目は、報道や言論の自由を停止し、第二回目は、でっち上げた国会放火事件に関与したとして、反政府的な行動をとる約5000人を逮捕・拘束し、1933年3月には全権委任法を成立させて独裁権を確立した。

「ワイマール憲法がいつの間にかナチス憲法に変わっていたのだよ。誰も気づかないで変わったのだ。あの手口に学んだらどうかね」（2013年8月、麻生太郎副総理）という発言こそ、**安倍晋三の本音である。**

「安倍は強硬な国粋主義者」（米国図書館調査局）として米国は警戒しているが、7年間の安倍政治をみれば**「事件をでっちあげて緊急条項を悪用して独裁権を握る」ことは十分ありうることだ。**安倍晋三が意図する緊急事態条項の危険性を国民はしっかりと認識すべきである。